

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年2月18日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「自転車活用等促進事業」委託業務

(2) 業務の目的

「北海道自転車条例」（平成30年北海道条例第42号）が掲げる理念の実現に向け、「第2期北海道自転車利活用推進計画（以下、第2期計画）」（令和3年3月策定）の着実な推進を図るため、自転車が持つメリット・効果や正しく安全な利用の啓発により、環境負荷の低減や健康増進等を含むSDGsの推進や観光振興などに資する自転車の幅広い利用を促進する。

(3) 業務内容

第2期計画に基づく幅広い分野にわたる総合的な取組として、新型コロナウイルス感染症の状況や国内外の現状を踏まえた上で、自転車の幅広い利用の促進に向けた訴求力のある効果的な取組を実施する。

ア 事業全体に係る共通事項

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の状況や自転車利用時期等といった、国内外及び道内情勢や適期を柔軟に捉えながら普段、自転車を活用している方はもとより、活用しない方を含む、幅広い層が参加するPRイベント、関心が高まる効果的な情報発信とすること
- (イ) 「環境負荷低減や健康増進等の面でSDGsの推進に資するといった自転車が持つメリットや効果等、生活利用やスポーツライド等における自転車の正しい知識や適切な利用の普及啓発」、「ヘルメット着用や保険加入促進等を含むルール及びマナー啓発」などについて、総合的な普及啓発及び情報発信をすること
- (ウ) PRイベントの周知及び情報発信に際しては、「もっと、自転車北海道。」サポーターのネットワークの拡大を図り最大限活用しながら、「もっと、自転車北海道。」公式インスタグラムなどのWEBコンテンツを活用した効果的な広告を行なうとともに、第2期計画における本道の「めざす姿」である「環境に◎観光に◎健康に◎もっと、自転車北海道。」をキャッチフレーズとして可能な限り活用すること（北海道総合政策部地域創生局地域政策課ホームページ参照）

イ 道内の魅力的なサイクルルートを活用した自転車活用等促進のPRイベントの開催

- (ア) ナショナルサイクルルート（以下、NCR）に認定されたトカプチ400をはじめとする道内のサイクルルートの魅力を活用して、道内の自転車利用環境について、広くPRを行うとともに、安全・環境・観光・健康をテーマに、自転車の魅力を幅広い皆様にわかりやすくお伝えし、自転車の利用促進を図るPRイベントを、年1回開催すること
(会場は石狩振興局管内とし、他振興局管内のPRイベント（ア）と連携すること。)
- (イ) PRイベントでは、トカプチ400（NCR）をはじめとする道内のサイクルルートの魅力発信はもとより、マウンテンバイク等の様々な自転車の利用を楽しむことができる道内の魅力的な環境について発信するとともに、自転車が「環境負荷低減」に資

することを広く道民に実感してもらうことができるよう体験イベントを設けること
ウ 環境負荷低減を実感してもらう体験型PRイベントの開催

(ア) 自転車「環境負荷低減」に資することを広く道民に実感してもらうことのできるよう、体験型のPRイベントを大規模商業施設等と連携して13回開催すること

(イ) 石狩振興局管内以外の13地域

(イ) 意欲のある地域の実施主体や「もっと、自転車北海道。」サポーターなどの自転車活用等促進に協力する企業・団体等と連携したPRイベントとすること

エ SNS等を活用した総合的な普及啓発・情報発信

(ア) 「もっと自転車北海道」公式インスタグラムなどのWEBコンテンツを活用し、自転車利活用について総合的な普及啓発及び情報発信をするとともに、「道内の多彩なサイクルルートやトレイルといった魅力」について、分かりやすく情報発信すること

※上記いずれも、後年度負担が発生しない手法とすること

オ 官民連携による自転車通勤促進のPR

(ア) 「環境負荷低減や健康増進等の面でSDGsの推進に資する」といった自転車を持つメリットや効果等をはじめ、「新しい生活様式」を踏まえた自転車の通勤利用等について道内企業・団体に向けて効果的な情報発信・普及啓発を行うこと

(イ) 「もっと、自転車北海道。」サポーターをはじめとする企業・団体(200団体以上)と連携を図りながら、自転車通勤促進の取組を進めるとともに、好事例について情報発信・普及啓発を行うこと

※上記いずれも、後年度負担が発生しない手法とすること

カ クラウドファンディングなどを活用した自転車利用環境整備等の手法の研究・普及

(ア) 施策分野の幅広い自転車利活用推進の取組について、クラウドファンディングなどを活用した官民連携による自転車利用環境整備等に係る検討会を実施すること(年2回程度)

(イ) 検討会では、国内外における外部資金の活用事例について関係者で情報共有するとともに、道内において自転車利用環境整備等に向けて外部資金を活用するにあたっての課題や適した手法を研究及び整理し、道内関係者への普及展開を行うこと

(ウ) 道が実施するクラウドファンディングを用いた地域でのモデル的な自転車利用環境整備について、企画段階から参画して取組を進めるとし、前項(イ)と連動させること

キ 報告書の作成

(ア) イベント集客数や広告宣伝費換算値等の実績値による結果の報告だけでなく、適切な指標による委託業務の「効果の評価」を含む事業実施結果報告書の作成(紙媒体2部 電子媒体1部)

(イ) 本事業における成果品(データ)の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする

(4) 契約期間(予定)

契約締結日から令和5年3月17日(金)まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体も含む。)による複合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

北海道総合政策部地域創生局地域政策課地域活力係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5791（直通）（担当：猪狩）

(2) 参加表明書

提出期限 令和4年3月4日（金）午後5時（必着）
提出場所 (1)に同じ
提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

(3) 企画提案書

提出期限 令和4年3月18日（金）午後5時（必着）
提出場所 (1)に同じ
提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

4 参加資格の審査及び企画提案書の提出

公募型プロポーザル方式への参加資格の審査を行い、これを満たす者に対して、企画提案書の提出を要請する。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用
企画提案者の負担とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 公募型プロポーザル審査会に関する説明
提出された企画提案書の内容について公募型プロポーザル審査会を実施する。
ヒアリングの日時、場所は別途通知する。ただし、企画提案書の提出件数が10件を超える場合は、書類選考を行う。
- (5) 審査結果及び特定者名
公表する。
- (6) その他留意事項
 - ア 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有さない者の提出した提案は、無効とする。
 - イ 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - ウ 詳細は、別添のプロポーザル説明書類による。
 - エ 企画提案指示書及びプロポーザル説明書類は、総合政策部地域創生局地域政策課に備え置くほか、総合政策部地域創生局地域政策課のホームページにおいてダウンロードすることができる。(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/cycle.html)